

養護教諭・栄養教諭の養成・採用・研修に 関する御意見まとめ・検討資料

前回までの御意見まとめ

検討事項

- 教育職員免許法施行規則の見直しイメージ
- 初任者・中堅等を対象とした研修実施状況

（1）総論

- 養成、採用、研修それぞれの本来的な意義は何かを見定めることが必要。
- 教員自身のメンタルヘルスは重要ではないか。

（2）養成

- 養護教諭は基本は1校1人の配置であり、新人でも学校内に仕事を教えてくれる先輩が居ないという特性がある。このため課程の見直しに際して、柔軟性を持たせるとしても、養護教諭の業務の根幹となる課程はしっかり残せるようにすべきではないか。
 - ✓ 養護教諭のアイデンティティ・専門性として残すべき事項があるのではないかと（養護教諭に関する心構え、根幹に当たる「養護概説」、他職種・機関との連携等を含む「健康相談活動」等）。
 - 「養護概説」について、養護教諭の役割や職務内容にとどまらない、科目の内容を的確に規定するための検討が必要ではないか。
 - ✓ 医学面での知識の習得として、体系的に残すべき事項があるのではないかと（精神保健、解剖学・生理学等）。
 - ✓ 心理・福祉関係は他の教諭でもできる部分があり、必修以外の単位としても入れられるのではないかと。
 - 養護等に関する科目として入れるのであれば、「臨床心理学」とするのではどうか。
- 道徳、総合的な学習の時間、特別活動について、「内容」のみならず「指導法」まで含むこととするのは、現代的な養護教諭のあり方に相応しいではないか。
- 看護学の幅は広いが、養護教諭として学校で必要とされる対応が含まれるように留意が必要ではないか。
- 他の教員免許の種類よりも採用の倍率は高いことも踏まえ、専門性の向上やなり手の確保と質の担保とのバランスに留意が必要ではないか。

（3）採用

（4）研修

- 1校1人の配置の中、新人が現場に出てから学ばねばならないことも多くあり、教諭と同等の初任研等を行うべきではないか。

（5）その他

- 子供達の健康状態を近くで見ている養護教諭が健康教育等を行うことは、不登校や自殺等の一次予防として効果的であり、現場のニーズもあると考えられ、教科指導を可能としている現行制度は有意義。兼職発令を受けた養護教諭から、地域のリーダーとして保健教育を牽引するケースも増えており、重要な仕組みではないか。
 - 一方、1人1校配置でありながら保健室経営も担当しているため、教科指導を任せにくいところもあると考えられるのではないかと。

教育職員免許法施行規則の見直しイメージについて【養護教諭】

養護教諭

○現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2
	学校保健	2	1
	養護概説	2	1
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2
	解剖学・生理学	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
	精神保健	2	2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6	3	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
生徒指導の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	5	4
	養護実習（学校体験活動を含む 上限2単位 ）		
大学が独自に設定する科目		7	4
		計	56 42

○見直し案

強み専門性に係る内容（10単位～）を学修し合計で53単位～		
養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
養護等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） 学校保健 養護教育学 又は 養護教育概論 健康相談活動の理論及び方法 栄養学（食品学を含む。） 解剖学・生理学 「微生物学、免疫学、薬理概論」 精神保健（臨床心理学を含む。）・社会福祉 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。） 8単位以上 教育の方法及び情報通信技術 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	26～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 2単位 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	11～
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> 養護実習（学校体験活動を含む） 	4
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> 教職実践演習 	2
		計 43～

養護教諭の初任者・中堅等を対象とした研修実施状況

※文部科学省健康教育・食育課調べ（令和6年度実績。令和8年1月調査。）

養護教諭

- 約8割の自治体に初任者・中堅等研修対象者がおり、ほぼ全ての初任者・中堅等に対して研修が行われている。
- 研修内容は、他の教諭とも共通的な内容を約7～9割、養護教諭特有の内容をほぼ全ての自治体で実施されている。

研修対象有無・対象者数

回答件数	初任者 対象者あり	初任者 研修対象者数	中堅等 対象者あり	中堅等 研修対象者数
都道府県（47）	47	1088	46	920
指定都市（19）	19	179	19	191
中核市等（63）	45	98	48	167
計（129）	111	1365	113	1278

※回答数は都道府県中47（全体47）、指定都市19（全体20）、中核市62（全体62）+複数の自治体による広域連携地区1（全体1）で合計129（全体130）。

※上表の中核市等には複数の自治体による広域連携地区1件を含む。

研修実施時間・日数の平均

	初任者	中堅等
校内研修（週あたり時間数）	2.0	
校外研修（年間日数）	11.2	9.0
宿泊研修（年間日数）	2.6	
夏季休業期間（年間日数）	2.8	7.0
上記以外の校外（年間時間数）	4.1	2.3

研修内容別実施状況

(%)

	初任者	中堅等
●他の教諭と共通的な内容		
児童生徒性暴力等の防止等	66	49
公務員倫理・服務	90	73
セクシュアル・ハラスメント	70	43
危機管理	86	76
勤務時間を意識した働き方	71	46
メンタルヘルス	88	61
対人関係能力（コミュニケーション能力）	81	64
保護者との関係づくり	88	66
地域との連携・協働	84	61
学校間連携	73	52

●養護教諭特有の内容

健康診断	90	59
健康観察	89	60
救急処置	90	70
疾病の予防と管理（感染症含む）	90	65
アレルギー疾患の対応	87	65
心身の健康課題	88	76
保健室経営計画	88	67
学校環境衛生	88	57
保健組織活動（学校保健委員会含む）	90	68
保健教育（性に関する指導を含む）	91	78
薬物乱用防止教育	57	50

前回までの御意見まとめ

検討事項

- 教育職員免許法施行規則の見直しイメージ
- 初任者・中堅等を対象とした研修実施状況
- 「栄養教諭」としての採用状況

栄養教諭

（1）総論

- 養成、採用、研修それぞれの本来的な意義は何かを見定めることが必要。
- 教員自身のメンタルヘルスは重要ではないか。
- 共同調理場方式が増え、栄養教諭は1人で複数校を担当することが多くなったことで、調理場と学校間の移動等も含め給食管理に関する業務だけで負担が大きく、学校にいられる時間が限られる中で、指導の在り方を考えていくことが必要。

（2）養成

- 管理栄養士免許と栄養士免許とで養成課程に大きく差がある一方（専門分野の学修で82単位と50単位）、管理栄養士の強みである高度な寄り添いが必要な子供たちが増えてきている現状も踏まえ、それぞれを土台とする一種免許と二種免許を一本化するかは、丁寧な検討が必要ではないか。
 - 児童生徒の生活環境が多様化、複雑化する中で、栄養教諭には高い専門性や個別的な指導、医療関係者との連携の必要性も高まっており、栄養教諭制度創設時に示された、管理栄養士免許を取得することが望ましいとする姿勢を維持すべきではないか。
- 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の指導法や、フラッグシップ大学の取組等を踏まえた多様性の包摂や教育データの活用等の専門分野の課程では必ずしも学修しない内容について、教職課程の中に位置づけることは有意義と考える。
- 食に関する指導と特に関係が深い教科の指導、児童生徒への指導や保護者対応、特別支援に関する理解等について強化を図れないか。

（3）採用

- 学校栄養職員ではなく、栄養教諭としての採用を促すには、栄養教諭が配置されることによる効果を実態として示すことが必要ではないか。
- 採用選考試験について、養成課程で本来学ぶべき内容を焦点化して問うなど、学生のモチベーションを上げられる内容にしていけないか。

（4）研修

- 養成課程では初学者の段階から専門性を身に付けさせる学修が必須である一方、給食指導や保護者心理等、現場で学ばなければならないことも多いことから、研修の確実な実施や、内容の充実を図ることが必要ではないか。

（5）その他

- 管理栄養士・栄養士としての専門性は高く、その専門性に基づく指導を行うことの重要性は高まっている。実態として、食に関する指導については、単独指導に近いかたちで教科指導を行っているケースもあり、制度として単独での教科指導をしやすくすべきではないか。

教育職員免許法施行規則の見直しイメージについて【栄養教諭】

栄養教諭

○ 現行

基礎資格

一種免許：管理栄養士免許又は
管理栄養士養成施設の課程修了
(124単位(専門82単位)～)

二種免許：栄養士免許 (50単位～)

※普通免許状の中で**一種免許状が標準的**なものとされており、二種免許状保有者は、**一種免許状へ上進する努力義務**がある。

※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましい。**



栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位	6	3
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		
教育実践に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	2
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		
栄養教育実習	2	2	
教職実践演習	2	2	
計		22	14



○ 見直し案

基礎資格

管理栄養士免許又は
管理栄養士養成施設の課程修了
(124単位(専門82単位)～)

栄養士免許 (50単位～)

強み専門性に係る内容は、基礎資格の取得に必要とされる単位と関連付ける。

※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましい。**



教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
栄養に係る教育等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び情報通信技術 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) 	<p>4単位～</p> <p>9～</p>
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項 (教育法規を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 2単位 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) 教育データの活用及び人工知能 	11～
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教育実習 	2
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> 教職実践演習 	2

合計単位 (目安)

24～

8

(参考) 管理栄養士養成施設および栄養士養成施設の教育内容【栄養教諭】

栄養教諭

○管理栄養士養成施設の教育内容

教育内容	単位数		
	講義又は演習	実験又は実習	
基礎分野	人文科学	42	
	社会科学		
	自然科学		
	外国語		
	保健体育		
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14	
	食べ物と健康	8	
専門分野	基礎栄養学	2	8
	応用栄養学	6	
	栄養教育論	6	
	臨床栄養学	8	
	公衆栄養学	4	
	給食経営管理論	4	
	総合演習	2	
	臨地実習		4
計	124		

○栄養士養成施設の教育内容

教育内容	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	4
人体の構造と機能	8	
食品と衛生	6	
栄養と健康	8	10
栄養の指導	6	
給食の運営	4	
計	50	

栄養教諭の初任者・中堅等を対象とした研修実施状況

※文部科学省健康教育・食育課調べ（令和6年度実績。令和8年1月調査。）

栄養教諭

- 約5割の自治体に初任者・中堅等研修対象者がおり、ほぼ全ての初任者・中堅等に対して研修が行われている。
- 研修内容は、他の教諭と共通的な内容を約5～6割、栄養教諭特有の内容を約6～7割の自治体で実施されている。

研修対象有無・対象者数

回答件数	初任者 対象者あり	初任者 研修対象者数	中堅等 対象者あり	中堅等 研修対象者数
都道府県（47）	31	201	40	322
指定都市（19）	17	65	10	48
中核市等（63）	16	40	18	30
計（129）	64	306	68	400

※回答数は都道府県中47（全体47）、指定都市19（全体20）、中核市62（全体62）+複数の自治体による広域連携地区1（全体1）で合計129（全体130）。

※上表の中核市等には複数の自治体による広域連携地区1件を含む。以下同じ。

研修実施時間・日数の平均

	初任者	中堅等
校内研修（週あたり時間数）	2.5	
校外研修（年間日数）	10.0	8.6
宿泊研修（年間日数）	3.0	
夏季休業期間（年間日数）	2.4	2.4
上記以外の校外（年間時間数）	3.1	3.0

研修内容別実施状況

(%)

	初任者	中堅等
●他の教諭と共通的な内容		
児童生徒性暴力等の防止等	47	31
公務員倫理・サービス	69	56
セクシュアル・ハラスメント	48	38
危機管理	65	57
勤務時間を意識した働き方	55	36
メンタルヘルス	66	40
対人関係能力（コミュニケーション能力）	63	51
保護者との関係づくり	65	49
地域との連携・協働	64	53
学校間連携	57	43

●栄養教諭特有の内容

食に関する指導（全体計画）	70	63
食に関する指導（給食指導）	71	64
食に関する指導（教科等）	70	65
食に関する指導（個別相談指導）	70	58
給食管理（栄養管理）	68	60
給食管理（衛生管理）	68	62

栄養教諭の採用について

栄養教諭

栄養教諭免許を持っている者も、**学校栄養職員等として採用されているケースが存在。**

令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験について

（文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況調査」及び各自治体webサイトより）

- 栄養教諭の新任としての採用選考を実施していない都道府県：**約15%**
（岩手県、秋田県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、佐賀県）
- 栄養教諭の新任としての採用選考を実施していない指定都市等：**約24%**
（千葉市、横浜市、川崎市、浜松市、北九州市）

公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置数における栄養教諭の割合（令和7年5月1日現在）

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合	都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合	都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
北海道	481	32	93.8%	石川県	83	28	74.8%	岡山県	153	42	78.5%
青森県	46	47	49.5%	福井県	61	19	76.3%	広島県	204	22	90.3%
岩手県	107	21	83.6%	山梨県	60	40	60.0%	山口県	135	30	81.8%
宮城県	134	66	67.0%	長野県	133	129	50.8%	徳島県	62	23	72.9%
秋田県	85	23	78.7%	岐阜県	135	42	76.3%	香川県	69	20	77.5%
山形県	63	27	70.0%	静岡県	198	151	56.7%	愛媛県	124	22	84.9%
福島県	71	131	35.1%	愛知県	434	23	95.0%	高知県	74	9	89.2%
茨城県	159	19	89.3%	三重県	130	26	83.3%	福岡県	440	112	79.7%
栃木県	122	124	49.6%	滋賀県	77	4	95.1%	佐賀県	63	19	76.8%
群馬県	71	128	35.7%	京都府	156	35	81.7%	長崎県	97	31	75.8%
埼玉県	342	253	57.5%	大阪府	451	212	68.0%	熊本県	168	45	78.9%
千葉県	333	355	48.4%	兵庫県	301	27	91.8%	大分県	74	23	76.3%
東京都	90	1079	7.7%	奈良県	67	40	62.6%	宮崎県	95	41	69.9%
神奈川県	272	396	40.7%	和歌山県	46	39	54.1%	鹿児島県	157	5	96.9%
新潟県	203	35	85.3%	鳥取県	25	42	37.3%	沖縄県	52	106	32.9%
富山県	66	35	65.3%	島根県	50	3	94.3%	全国	7019	4181	62.7%

（※1）出典：令和7年度学校基本調査

（※2）公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

參考資料

(WG中間まとめ抜粋) 教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方①

「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について(中間まとめ)」(令和8年1月19日 中央教育審議会教員養成部会 教職課程・免許・大学院課程WG)より

教員養成・免許制度の原則

- 「大学による教員養成」・・・戦後以降、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的に、教員養成は大学で行うこととした
- 「開放制の教員養成」・・・国・公・私立のいずれの大学でも、制度上等しく教員養成に携わることを可能とする

教員養成部会「論点整理」より

- 教職課程において修得すべき内容やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方の検討が必要
- 学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討
- 学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- 現在の教員免許制度が担保している教員養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す

ワーキンググループでの主な意見

- 教職課程は理論と実践を結合していくなどカリキュラム全体の再構造化が必要
- 個別の要素だけでなくの科目を何単位ということではなく、要素間の関係性を考えながら大括り化し資質能力を展望する発想が重要
- 学びを活かす観点で、学び続ける力、他の教師と協働する力、理論と実践の往還を通じた省察のトレーニングなどが重要
- 専門職として息長くキャリアアップするためには、教師自身の強み・弱み、自らのメンタルや健康状態に向き合う内容も重要
- 次期学習指導要領に対応するために、教職課程においても学生の深い学びが実装されることが必要
- 教職課程を学ぶ学生それぞれが目指す教師像を実現するため、自律的にカリキュラムをデザインするという発想が大事

【見直しの考え方：今一度原点に立ち返り、学位課程も含めた「大学による教員養成」を示す。】

1. 免許状取得に必要な事項・科目区分を右記のように再構成

- 教科(領域)等の指導法
- 教育及び幼児、児童又は生徒の理解



2. 新たな教育課題に対応する事項を追加

- 次期学習指導要領の基盤となる考え方
- 教員養成フラッグシップ指定大学による先導的な取組



1 全ての教職課程で
学ぶべき内容*

共通性

2 各大学等での
独自の学び

多様性

双方の見直しを通じた
教員養成の質の向上



3. 大学と学生の自律的なカリキュラムデザインによる様々な強み専門性を持った柔軟な教職課程の実現

強み専門性の例

- 教科の専門性
- 指導法や児童生徒理解
- 他の免許や資格 等



デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化
自治体や教育委員会等との連携

〔WG中間まとめ抜粋〕 教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方②

「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）」（令和8年1月19日 中央教育審議会教員養成部会 教職課程・免許・大学院課程WG）より

【カリキュラムのデザイン原理】

○カリキュラムの単なる「量」でなく「質」を重視する ↔ ○子どもの学びの過程を中核に「理論」と「実践」を統合する

○「主体的・対話的で深い学び」を指導できるように、学生が自ら密度の濃い深い学修に取り組む

前ページ【見直しの考え方】と【カリキュラムのデザイン原理】をふまえ、「教育及び児童生徒理解」と「教科の指導」の二本を柱とした再構造化を図る。「学び続ける教師としての基礎能力」となる免許状の要件の考え方は以下のとおり。

学校種共通の考え方

- ① 教養科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）と介護等体験も含め、既存の事項を再整理し、学びの体系化と最適化を図る。
- ② 教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編し、科目区分内の複数事項が接続・連携した科目の開設を促進する。
- ③ 教員養成フラッグシップ大学の取組や、教員養成部会及び本ワーキンググループの議論を踏まえ、今日的な教育課題解決に繋がる内容「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」「教育における多様性の包摂」「教育データの活用及び人工知能」等を加える。
- ④ 教育実習の総単位数を維持しつつ、早期から学校現場で学ぶための「学校体験活動」と「特別支援学校（学級）」の実習を促進する。
- ⑤ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験に加え、現行法における介護等体験を含むことができることとする。
- ⑥ デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ⑦ 既存分も含め、事項名称や単位数の詳細は学校種ごと（幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校）の作業部会で更に検討を進めるが、現行の一種免許状と二種免許状は、基礎的な免許状として統合を図ることとする。

学校種毎の主な考え方

- ① 幼稚園 短期大学における保育士資格との併有も念頭に置き、保育士養成課程との更なる連携を図る。
- ② 小学校 学位課程・教職課程それぞれにおいて学ぶ内容を整理する。
- ③ 中学校・高等学校 学位課程で学ぶ専門性を活かした教員養成を目指す。
- ④ 養護教諭・栄養教諭 中学校をベースに、養護（栄養に係る教育）及び教職に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。
- ⑤ 特別支援学校 基礎となる免許状の見直しをふまえ、特別支援教育に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。

(WG中間まとめ抜粋) 教育職員免許法施行規則の見直しイメージ

「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）」（令和8年1月19日 中央教育審議会教員養成部会 教職課程・免許・大学院課程WG）より

<中学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免8単位、二種免2単位	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	6
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位） 教職実践演習	5 2	5 2
大学が独自に設定する科目		4	4
計		59	35

見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し合計で51単位～		
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
教科指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び情報通信技術 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	12～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	12～
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む）	5
教職実践演習	教職実践演習	2
合計単位（目安）		31～



※単位数と事項の詳細は今後、中学校・高等学校作業部会で検討を行う。
 ※介護等体験と免許法施行規則第6条の6に定める科目は教職課程の中にも含める形での再構造化を検討

養護教諭の免許状取得の方法について

免許状の種類		基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状		修士の学位を有すること	80単位
第1種免許状	イ 学士	学士の学位を有すること	56単位
	ロ 保健師	保健師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること	12単位
	ハ 看護師	看護師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること	22単位
第2種免許状	イ 短期大学士	短期大学士の学位を有すること、又は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること	42単位
	ロ 保健師	保健師免許を有すること	-
	ハ 保健婦 (旧保健婦規則)	旧保健婦規則により都道府県知事の保健婦免許を受けた者（国家試験を免除されて厚生労働大臣の免許を受けた者を含む）	-

栄養教諭の免許状の在り方について

食に関する指導体制の整備について（答申）（平成16年1月20日 中央教育審議会）

- 免許状の種類を専修、一種、二種としつつ、一種を標準的なものとする
- 一種免許状取得のためには管理栄養士と同程度の内容の修得を求める
- 栄養教諭は管理栄養士免許を取得することが望ましく、二種免許状保有者には一種免許状取得の努力義務を課す

第2章 栄養教諭制度の創設

2 栄養教諭の資質の確保

栄養教諭に求められる資質能力を制度的に担保するため、栄養教諭制度の創設に当たっては、保健指導と保健管理をその職務とする養護教諭の例を参考としつつ、次に示す考え方に基づいて新たに栄養教諭の免許状を創設する必要がある。

(1) 栄養教諭の免許状の種類及び養成の在り方

1. 免許状の種類

栄養教諭の免許状の種類は、大学院、大学、短期大学等の学校種別、修業年限や修得単位数に応じて多様な教員養成機関から栄養教諭になる途を開くことにより、教員組織全体の活性化を図るとともに、上位の免許状等の取得を目指すことによる現職教員の自発的な研修を促すため、複数の種類の免許状を設けることとし、普通免許状として専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類とする。

このうち、他の教諭等と同様に、一種免許状は普通免許状の中で標準的なものとする。

3. 栄養に関する専門性の養成

栄養に関する専門性として、免許状の種類にかかわらず食に関する指導を行うための資質能力を身に付けるため、基礎資格として栄養士の免許を取得することが必要と考える。

さらに、栄養に関する深い専門的知識・技術を養うために、標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、管理栄養士養成のための教育課程と同程度の内容・単位数を修得することとすべきである。このため、一種免許状を取得するための基礎資格としては、栄養士の免許に加えて管理栄養士免許を取得するために必要な程度の専門性を有することとすることが適当と考える。また、専修免許状を取得するための基礎資格としては、管理栄養士の免許を有することとすることが適当と考える。

(2) 栄養教諭の上位の免許状等取得のための方策

教員免許制度上、現職の教員が研修によって、自ら資質能力の向上を図ることが期待されており、これは栄養教諭についても同様である。このため、栄養教諭の二種免許状や一種免許状を有する者が、それぞれ一種免許状や専修免許状を取得しようとする場合に、栄養教諭としての一定の在職年数と、免許法認定講習等において一定の単位を修得することにより、都道府県教育委員会が行う教育職員検定を経て取得できる措置を講ずることが必要と考える。

この場合、二種免許状を有する者には、養護教諭の場合と同様、標準である一種免許状取得の努力義務を課すとともに、栄養教諭としての在職年数等に依りて修得が必要な最低単位数を一定限度まで逡減する措置を講ずることが必要と考える。

その際、栄養教諭は生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応等についての児童生徒に対する個別指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましく、管理栄養士免許を取得した者には、栄養教諭としての在職年数や免許法認定講習等における単位修得について配慮することが必要である。

栄養教諭の免許状取得の方法について

○免許状取得要件

免許状の種類	基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状	<u>修士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること</u>	46単位
一種免許状	<u>学士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること</u>	22単位
二種免許状	<u>短期大学士の学位を有すること、かつ、栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士の免許を受けていること。</u>	14単位

○学校栄養職員から栄養教諭への移行措置

- ・管理栄養士免許保有者又は管理栄養士養成課程修了 + 栄養士免許保有者



- ・栄養士免許保有者又は管理栄養士免許保有者



※他の教員免許状を有している場合は、上記の在職年数及び単位数を更に軽減。

初任者研修の概要

1. 目的 : 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させる
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、**養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない**。(なお、研修実施者の判断により、法律上初任者研修の実施が義務付けられていない者に対して同様の研修を実施することは可能)
3. 実施者 : 研修実施者 (都道府県・指定都市教育委員会、中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※幼稚園については、任命権者 (ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条 (昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容 : 研修実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した例>

I. 校内研修

時間数 : 週10時間以上、年間300時間以上
指導教員を中心とする指導及び助言

II. 校外研修

- 日数 : 年間25日間以上
- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
 - ②企業・福祉施設等での体験研修
 - ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
 - ④宿泊研修

初任者研修の実施状況

○研修対象者数

小学校 : 15,958人 中学校 : 8,973人
高等学校 : 4,346人 特別支援学校 : 2,988人 計32,265人

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.0時間	7.0時間	8.3時間	7.5時間

○初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
14.9日	14.8日	15.6日	15.1日

出典:文部科学省 初任者研修実施状況(令和5年度)調査結果

※調査対象:128都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的 : 教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等 (指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、**養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない**。(なお、研修実施者の判断により、法律上中堅教諭等資質向上研修の実施が義務付けられていない者に対して同様の研修を実施することは可能)
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者 : 研修実施者 (都道府県・指定都市教育委員会、中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※幼稚園については、任命権者 (ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第24条 (平成29年度から実施) ※前身の十年経験者研修は平成15年度から実施
5. 研修内容 : 研修実施者が定める

<十年経験者研修 (中堅教諭等資質向上研修の前身) について文部科学省が教育委員会に示した例>

※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の例を示していない

I. 長期休業期間等の研修

日数 : 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所 : 教育センター等

講師 : ベテラン教員、指導主事

内容 : 教科指導、生徒指導等に関する研修

II. 課業期間の研修

日数 : 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所 : 主として学校内

指導助言 : 校長、教頭、教務主任等

内容 : 授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況

○研修対象者数

小学校 : 15,760人 中学校 : 9,319人
高等学校 : 6,358人 特別支援学校 : 3,905人
幼稚園 : 463人 幼保連携型認定こども園 : 464人 計36,269人

○研修の年間実施日数 (平均)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
16.2日	16.2日	16.5日	16.6日	9.9日	10.3日

○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育・男女共同参画、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

出典 : 文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況 (令和5年度) 調査結果
※調査対象 : 128都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会